2016年12月30日第188期

商務部 一部規則を廃止することについての決定

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年11月3日、商務部は「一部規則を廃止することについての決定」(商務部令2016年第4号、以下「本決定」)を公布しました。本決定によれば、「外商投資商業領域管理弁法」及び6通の関連法令を含む16件の規則が廃止されることになります。本決定は公布日より施行されています。

1. 政策の背景

商務部は2004年に「外商投資商業領域管理弁法」(商務部令2004年第8号、以下「8号令」)を公布しました。8号令は、外国企業や経済組織、個人がコミッション代理や卸売、小売、フランチャイズなどの分野に参入する際の基準、法人設立・店舗開設のプロセスなどを明確化したものです。8号令は、中国のWTO参入への承諾と位置づけられており、保税区の取引市場に頼らず、外資企業が域内において各種商品の小売、卸売、輸出入業務を直接展開することが可能になりました。8号令に基づいて、補充規定も複数公布され、条件に合致する香港・マカオのサービス提供者による店舗開設・商品販売についての参入要件も緩和されました。

2016年9月3日には、全国人民大会常務委員会が「外資企業法」等、4つの法律の改定を始めとした、外資審査制度改革の実施を決定しました。決定を受け、同10月8日には、商務部より「外商投資企業設立・変更備案管理暫定弁法」(商務部令[2016]3号)を公布し、ネガティブリスト外の分野における外資企業の設立・変更を備案(届出)管理とすることを発表しました。

同弁法の公布にあわせ、全国版ネガティブリスト(国家発展改革委員会・商務部公告 2016 年第 22 号公告)も発表され、外資審査制改革の関連政策も内容が明らかになっています。全国版ネガティブリストは、「外商投資産業指導目録(2015 年版)」における制限類、禁止類、奨励類の外資出資制限などをもとに作成されました。制限類に属していた綿の小売販売や、禁止類に属していたタバコ類の卸売等で外資企業の参入基準が緩和されています。多くの商業領域事業がネガティブリスト外となり、備案制で管理されることになります。

本決定に伴い、一連の外資開放政策を受けた「外商投資商業領域管理弁法」及び6通の関連補充規定が廃止され、外資企業の商業領域における参入に対する政策が整理されました。8号令の他、2006年1月1日より施行された「酒類流通管理弁法」(商務部令2005年第25号、以下「25号弁法」)の廃止も決定しています。25号弁法を廃止したことより、今後の酒類流通は「食品安全法」により管理されることになります。

2. 通知の内容

本決定の公布により廃止された「外商投資商業領域管理弁法」の関連条文は下記図表1の通りです。 前述の通り、商業領域における多くの分野で参入基準が緩和されると考えられます。一方、ネガティ ブリスト内の特定商品や業種は、現行の規制に従い、事前審査及び備案が必要となります。例えば、 外資企業が薬品を取扱う場合は、国家の薬品販売関連の管理規範に合致しなければならない等、業種 に応じた関連規制を遵守する必要があります。



2016年12月30日第188期

【図表1】本決定により廃止となった内容

詳細内容

- ✓ 外商投資企業が以下の小売業務に従事する場合、当局からの許可が必要
- (1) 商品の小売
- (2) 自営の商品輸入
- (3) 国内産品の買付・輸出
- (4) その他の関連付帯業務
- ✔ 外商投資企業が以下の卸売業務に従事する場合、当局からの許可が必要
- (1) 商品の卸売
- (2) コミッション代理 (競売を除く)
- (3) 商品の輸出入
- (4) その他の関連付帯業務
- ✔ 外商投資商業企業が他人にフランチャイズ方式で店舗を開設・運営させる場合、当局からの 許可が必要
- ✓ 開設する店舗が省を跨ぐ場合は、開設予定の所在地の省級商務主管部門の意見を求めなければならない
- ✓ 外商投資商業企業の経営期限は一般に 30 年を超えず、中西部地区に設立する外商投資商業 企業の経営期限は一般に 40 年を超えない
- ✓ 同一の外国投資者が国内で開設した店舗が合計 30 店を超え、取扱商品に図書・新聞・雑誌・ 自動車・薬品・農薬・農業用フィルム・石油製品・食糧・植物油・食用砂糖・綿花等の商品 を含み、かつ上記の商品が異なる銘柄、異なるサプライヤーから調達したものである場合、 外国投資者の出資比率は49%を超えてはならない

3.企業への影響

商務部は行政簡素化・権限委譲を更に進展させるべく、本決定を公布しました。小売業界の成長鈍化が見られる中、8号令を廃止することで、域内需要を刺激、拡大させたい意図があるものと思われます。本決定の公布により、新店舗の開設、非商業企業によるフランチャイズ展開を行う予定のある外商投資企業は、メリットを享受できる可能性があります。

今後、外資審査制度改革の進展により、更なる外商投資企業の参入基準緩和が期待されています。 引続き関連情報を注視の上、随時情報展開させて頂きます。

以上



2016年12月30日第188期

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文

商务部令 2016 年第 4 号 商务部关于废止部分规章的决定

为贯彻落实国务院关于稳增长、促改革、调结构、惠民生的要求,进一步转变政府职能,深化简政放权、放管结合、优化服务改革,商务部对有关规章进行了全面清理,商务部决定废止 16 件规章。具体如下:

- 一、经商工商总局同意,废止《关于承包经营中外合资经营企业的规定》([1990]外经贸法字第 22 号);
- 二、废止《关于台湾海峡两岸间货物运输代理业管理办法》([1996]外经贸运发第461号);
- 三、废止《驻香港劳务管理人员审批管理办法》([1998]外经贸合发第3号);
- 四、经商发展改革委、工商总局、质检总局同意,废止《茧丝流通管理办法》(国家经贸委、国家计委、工商总局、质检总局令第28号);
- 五、经商外汇局同意,废止《境外投资联合年 检暂行办法》(外经贸部、外汇局令 2002 年第 32 号);
- 六、废止《设立外商投资会议展览公司暂行规 定》(商务部令 2004 年第 1 号);
- 七、废止《外商投资商业领域管理办法》(商务部令2004年第8号);
- 八、废止《酒类流通管理办法》(商务部令2005年第25号);
- 九、废止《外商投资商业领域管理办法补充规定》(商务部令2005年第30号);
- 十、废止《外商投资商业领域管理办法补充规定(二)》(商务部令 2006 年第 22 号);

日本語参考訳

商務部令 2016 年第 4 号

商務部 一部規則を廃止することについての決定

国務院が安定した成長を維持し、改革を促進し、機構を調整し、民生の要求を満たし、政府の職能を更に改善し、政務簡素化と権限委譲をすすめ、開放と管理を結合し、サービス改革を最適化するため、商務部は関連規則を全面的に整理し、16 件の規則を廃止することを決定した。具体的には以下の通り。

- 一、工商総局の合意を経て、「経営を引受ける中外合弁経営企業に関する規定」([1990]外系貿法字第 22 号)を廃止する。
- 二、「台湾海峡両岸間の貨物運輸代理業管理弁法」([1996]外経済貿易運発第461号)を廃止する。
- 三、「香港駐在の労務管理人員の審査批准管理弁法」 ([1998]外経済貿易合発第3号)を廃止する。
- 四、発展改革委員会、工商総局、質検総局の合意を経て、「絹織物流通管理弁法」(国家経済貿易委、国家計委、工商総局、質検総局令第28号)を廃止する。
- 五、外貨管理局の同意を経て、「域外投資連合年度検査暫定弁法」(外経済貿易部、外貨管理局令 2002 年第 32 号)を廃止する。
- 六、「外商投資会議展覧公司の設立に関する暫定規定」 (商務部令 2004 年第 1 号)を廃止する。
- 七、「外商投資商業領域管理弁法」(商務部令 2004 年第 8 号)を廃止する。
- 八、「酒類流通管理弁法」(商務部令 2005 年第 25 号)を廃止する。
- 九、「外商投資商業領域管理弁法補充規定」(商務部令 2005 年第30号)を廃止する。
- 十、「外商投資商業領域管理弁法補充規定(二)」(商務部令 2006 年第 22 号)を廃止する。



2016年12月30日第188期

十一、经商工商总局同意,废止《鲜茧收购资格认定办法》(商务部、工商总局令 2007 年第4号);

十二、废止《设立外商投资会议展览公司暂行规定补充规定》(商务部令 2007 年第 17 号)

十三、废止《外商投资商业领域管理办法补充规定(三)》(商务部令 2007 年第 18 号);

十四、废止《外商投资商业领域管理办法补充规定(四)》(商务部令 2009 年第 4 号);

十五、废止《外商投资商业领域管理办法补充规定(五)》(商务部令 2012 年第 4 号);

十六、废止《外商投资商业领域管理办法补充规定(六)》(商务部令 2012 年第 10 号)。

十一、工商総局の同意を経て、「生繭回収資格認定弁法」 (商務部、工商総局令 2007 年第 4 号)を廃止する。

十二、「外商投資会議展覧公司の設立に関する暫定規定 及び補充規定」(商務部令 2007 年第 17 号)を廃止する

十三、「外商投資商業領域管理弁法補充規定(三)」(商務部令 2007 年第18号)を廃止する。

十四、「外商投資商業領域管理弁法補充規定(四))」(商務部令 2009 年第4号)を廃止する。

十五、「外商投資商業領域管理弁法補充規定(五)」(商務部令2012年第4号)を廃止する。

十六、「外商投資商業領域管理弁法補充規定(六)」(商務部令2012年第10号)を廃止する。

【日本語参考訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部】

- 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ⇒ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

